

## あわら市監査委員告示 第6号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和7年11月18日

あわら市監査委員 杉本一  
あわら市監査委員 北島登

記

### 1 監査の種別

随時監査（現金（つり銭）監査）

### 2 監査の対象

あわら市つり銭及び両替金取扱要領第2条に基づいて、つり銭交付を受けている。 8課13件

課（局）名	用 途	つり銭交付金額
会 計 課	窓口用	390,000円
税 务 課	市税徴収用	20,000円
市 民 課	窓口用（本庁・芦原分室） 後期高齢者保険料徴収用	100,000円 15,000円
健康長寿課	介護保険料徴収用 市民健康診査用	15,000円 15,000円
建 設 課	市営住宅使用料徴収用 北潟湖畔公園窓口用	10,000円 40,000円
文化学習課	中央公民館窓口用 市民文化研修センター窓口用 金津図書館窓口用	5,000円 10,000円 10,000円
ス ポ ーツ 課	トリムパークかなづ窓口用	20,000円
生 活 環 境 課	駐車場精算機用 6駐車場 JR芦原温泉駅、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅	1,740,000円
つり銭交付額合計		2,390,000円

- 3 監査の範囲  
現金（つり銭）取扱い課（局）及び出先機関における現金管理状況
- 4 監査の期間  
令和7年10月14日から10月31日まで
- 5 監査の方法  
現金取扱い部署及び出先機関における現金（つり銭）等の管理体制や関係書類の整備は十分であるかに主眼に置き、保管している現金（つり残）の計数確認及び関係書類や関係諸帳簿等との照合により監査を実施した。  
また、必要に応じて当職員から状況を聴取した。
- 6 監査の結果  
各課（局）における現金（つり銭）等の管理について監査したところ、次のとおり改善又は検討が求められる事項が認められた。

#### 《指摘事項》

##### （1）つり銭等の定期確認と保管状況記録の不備

交付を受けているつり銭額の定期的な確認、及びつり銭等保管簿への記録、出納員のチェックがされていない状況が複数確認され、その一部においては前回も同様の指摘をしているが改善がされていなかった。

所管課においては、あわら市つり銭及び両替金取扱要領 第3条（つり銭等の管理）に基づき適正に管理されたい。

【市民課、健康長寿課、スポーツ課（トリムパークかなづ）】

##### （2）現金保管場所の未施錠

終業後の現金保管場所（レジや事務所内キャビネット）の施錠がされていない状況が複数確認された。現金保管場所となっている事務室の施錠や夜間警備の導入をもって、現金保管の安全を図っているものの、厳重な管理という観点からは保管場所にも施錠すべきである。

【スポーツ課（トリムパークかなづ）、文化学習課（金津図書館）】

##### （3）領収印の保管状況について

領収印の保管についても保管場所（机上の印箱等）の施錠がされていない状況が確認された。事務室の施錠や夜間警備の導入をもって保管の安全を図っている。領収印についても、現金と同様に厳重な保管・管理策を講じるべきである。

【スポーツ課（トリムパークかなづ）】

## 7　まとめ

現金管理体制においては、「安全な管理」「定期的な残高照合と記録」「目的外使用の防止」等が重要視される。

現金が施錠可能な金庫や安全な場所に保管されていることはもとより、現金残高とつり銭等保管簿などの関係書類との照合が、担当者（現金取扱い者）と責任者（出納員）により定期的、かつ確実に行われるべきである。

そのことが、現金（つり銭）が本来の目的外に使用されることに対する牽制や防止につながると考えられる。

今回の現金（つり銭）監査の結果を踏まえて、各所管課においては改めて現金管理の現状を確認し、現金管理体制の見直しを行っていただきたい。